

四日市市告示第398号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定について、次のとおり四日市市ふるさと応援寄附金の指定代理納付者を指定したので、四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）第22条の3第2項の規定に基づき、告示する。

平成28年8月15日

四日市市長 田 中 俊 行

- (1) 指定代理納付者の指定を受けた者
名 称 ヤフー株式会社
所在地 東京都港区赤坂9丁目7番1号 ミッドタウンタワー
- (2) 指定代理納付者に納付させる歳入の種類
ふるさと応援寄附金
- (3) 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成28年9月1日から平成29年3月31日まで
- (4) 指定代理納付者が納付の対象とするもの
次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード
 1. V I S A
 2. M a s t e r C a r d
 3. J C B
 4. A M E R I C A N E X P R E S S
 5. D i n e r s C l u b

(財政経営部市民税課)